

## 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : JFEエンジニアリング株式会社

業者の住所 : 神奈川県横浜市鶴見区末広町2-1

2 指名停止の期間 : (当初) 令和4年3月14日～令和4年5月13日(2か月)  
(変更後) 令和4年3月14日～令和4年7月13日(4か月)

3 指名停止の措置対象地区 : 九州沖縄地区

### 4 事実概要

当該業者の沖縄支店長代理が令和2年5月に竹富町発注の「竹富海底送水管更新工事」の指名競争入札について、竹富町長から最低入札価格を当該工事の下請会社の代表取締役を通じて入手し、公正な入札を妨害したとして令和4年2月13日に公契約関係競売入札妨害の容疑で沖縄県警に逮捕された。

今般、新たに平成29年5月に竹富町発注の「竹富町東部第1区海底送水管更新工事」の指名競争入札についても官製談合防止法違反の容疑で同社沖縄支店長代理らが令和4年3月6日に再逮捕された。

### 5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第8号に該当することから、指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)第3条第5項を適用し、指名停止措置期間を変更するものである。

### 参考

○「工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」第3条(抜粋)

(指名停止の期間の特例)

5 理事長は、指名停止の期間中の資格確認者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第4条に定める期間等の範囲内で指名停止の期間等を変更することができる。(略)

### 別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象地区
1～7 省略	省略
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
8 他の公共機関の役職員が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においては発生地区に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から発生地区を対象として2か月以上12か月以内 発生外地区を対象として1か月以上12か月以内
9～16 省略	

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)